

# 放課後児童会の実施方針(案)

平成26年12月18日

青森市 健康福祉部(子どもしあわせ課)

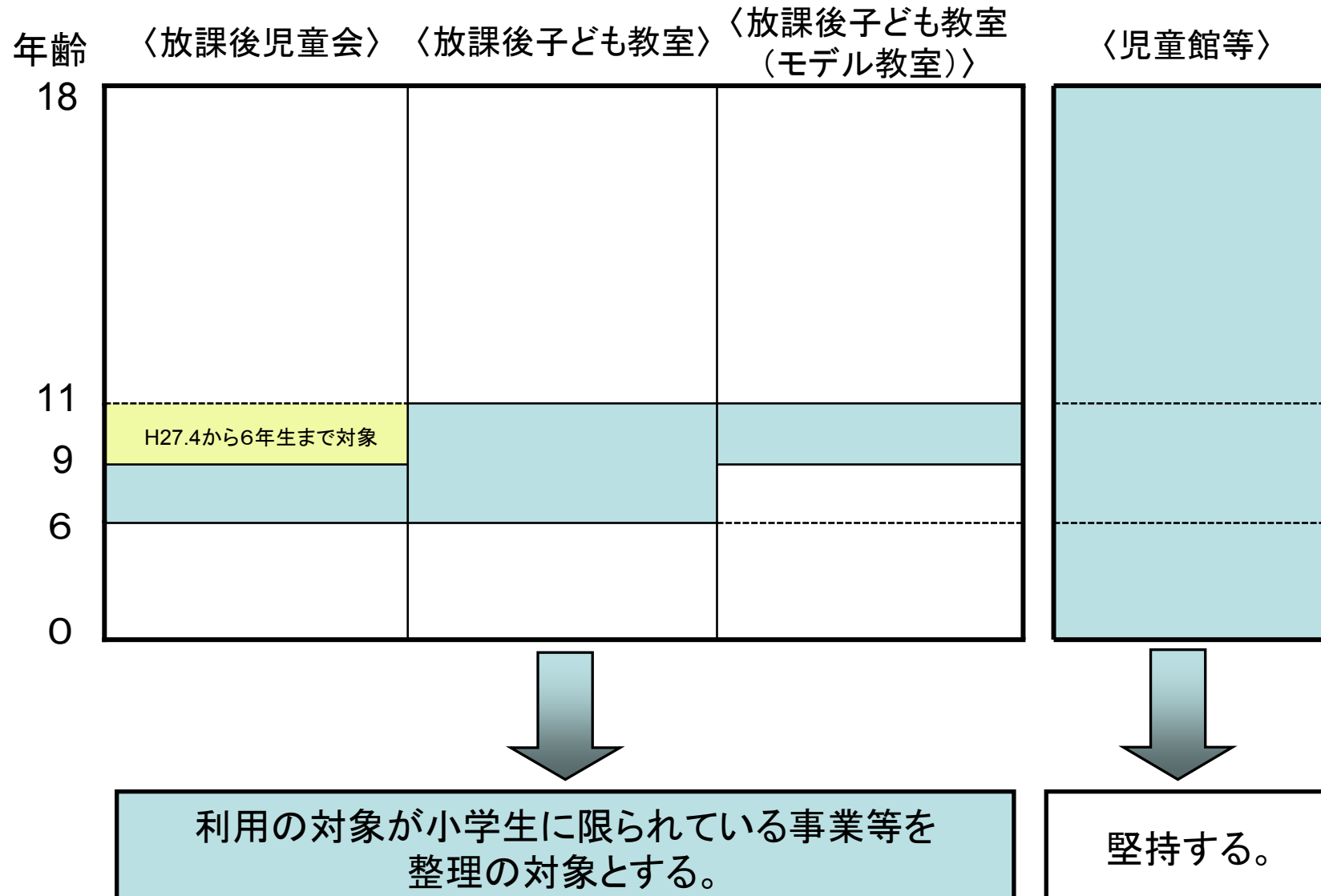
# 放課後の小学生の居場所について

## 【本市の現状】

<p>〈放課後児童会〉</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・保護者が就労等により日中家庭にいない小学3年生まで</li><li>・小学校等に家庭の代わりとなる生活の場を提供する事業</li></ul> <p>43箇所</p>	<p>〈放課後子ども教室〉</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・全ての小学生</li><li>・地域住民や学生、企業OB等の協力を得て、放課後に様々な体験活動や交流活動を行う場を提供する事業</li></ul> <p>4箇所</p>
<p>〈放課後子ども教室(モデル教室)〉</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・小学4年生から6年生まで</li><li>・放課後児童会を開設している学校に4年生から6年生までを対象として開設した放課後子ども教室</li></ul> <p>4箇所</p>	<p>〈児童館等〉</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・18歳未満の全ての子どもとその保護者</li><li>・終日自由に利用可能</li><li>・母親クラブ、子ども会等の地域組織活動の育成を図る児童厚生施設</li></ul> <p>20箇所</p>

# 居場所の整理の対象とする事業について

※網掛け部分が利用対象



# 放課後児童会・放課後子ども教室の変遷

放課後児童会

昭和41年 筒井留守家庭児童会(市独自)

昭和51年 児童クラブの設 育成事業(厚生 )

平成3年 放課後児童対 事業(厚生 )

【 】  
等に 保護者が日 とる家庭の小学 学年を  
対象に、家庭の わ とる生活の場を する。  
実施箇所 43箇所(青森地 36箇所 地 7箇所)  
※平成10年から 2 会福祉事業とる。

放課後子ども教室

平成19年 放課後子ども ラ ( )

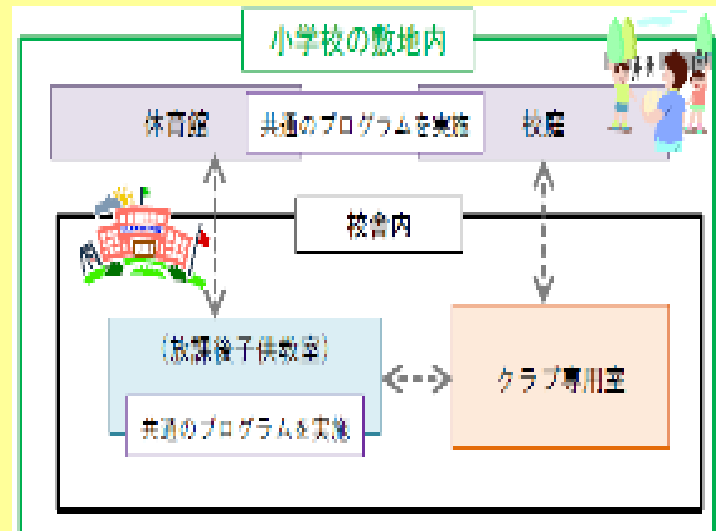
【 】  
地域の の をて、放課後等に 活動、  
地域 との 活動を。  
実施箇所8 ( モデル事業)  
※平成22年から放課後子ども教室モデル事業を放課後児童会  
を設している で実施し、事業の 設の課 を  
ている。

平成26年7月 放課後子ども ラ

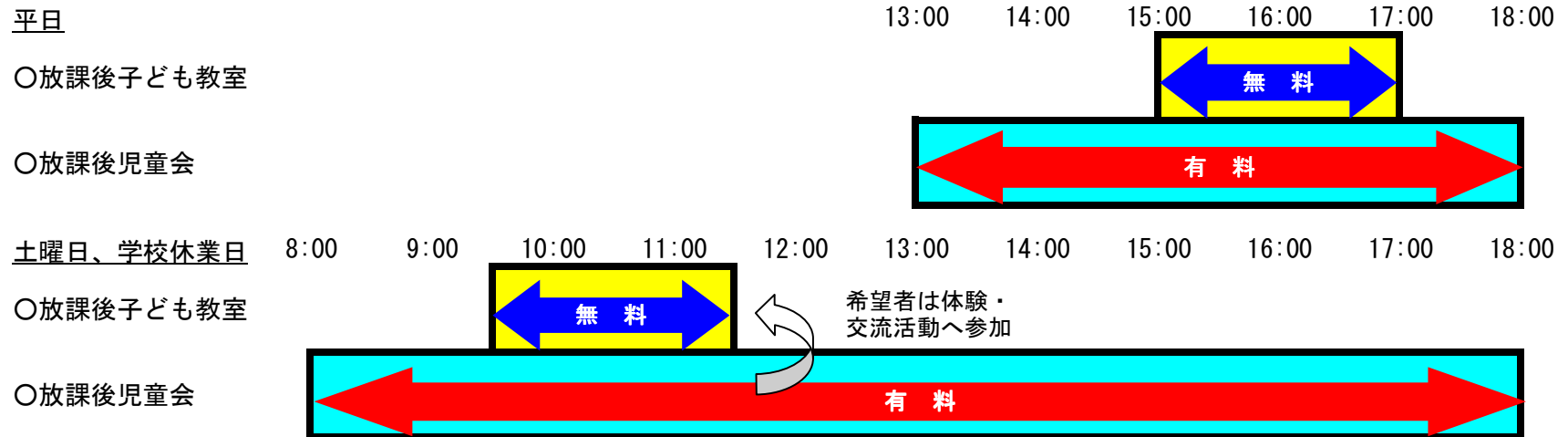
家庭等の小1の を し、 を 育成する、全ての  
児童が放課後等を 全・ に し、 ・活動を とがで  
る、 を とし 放課後児童クラブ 地域の をて、放課  
後子ども教室の 整 を る。

を とし、放課後児童クラブと放課後子ども教室の全小学  
の 整  
学 施設を 活用し 放課後児童クラブと放課後子ども教室の実施  
教育 会と福祉部 の ( 会 教育 会 での )

<イメージ>



# (参考 1) 放課後児童会と放課後子ども教室との連携のイメージ



# 放課後児童会の実施方針(案)について

## の動

- ①法的根拠
  - ・社会福祉法の第二種社会福祉事業
  - ・児童福祉法で市町村の実施、利用促進が求められている。
- ②子ども・子育て支援新制度
  - 量的拡充や質の向上を図ることが求められている。
- ③放課後子ども総合プラン
  - ・放課後児童会の全学区への整備
  - ・学校施設の徹底活用
  - ・放課後子ども教室との一体的又は連携した取組が求められている。

## 本市を

- ①青森市子ども権利条例の制定（平成24年12月）
- ②一市二制度を解消することが求められている。
- ③利用希望調査（平成26年10月）の結果、約9割は開設日、開設時間は現状のままを希望している。
- ④受益者負担の原則により、利用者負担のあり方の見直しが求められている。

## 放課後児童会実施方針(案)

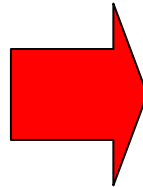
- ①原則として、全ての小学校に開設する。
- ②対象は小学6年生までとする。
- ③利用希望が10人未満も開設する。
- ④指導員（新制度は支援員・補助員）は、これまでどおり、資格所有者（保育士、教員免許等）とする。

- ⑤青森市子ども権利条例及びその基本的な考え方を踏まえた青森市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を遵守する。
- ⑥浪岡地区は、児童館の指定管理者の期間を考慮し、平成28年度からの放課後児童会の学校開設（有料）を目指す。
- ⑦開設日及び開設時間は、これまでどおり平日は下校～18時、土曜・学校休業日は8時～18時とする。
- ⑧利用負担金は一律1人月額3,000円とする。

# 平成27年 の実施方針(案)について

## 理由等

- ①利用希望調査では、市内で930人の高学年が利用を希望しており、新たに85教室の確保が必要である。
- ②一市二制度について、28年度からの指定管理期間に合わせ、27年度中に浪岡自治区協議会と調整する必要がある。



## 平成27年 実施方針(案)

- ①小学校の教室の活用を原則とする。ただし、教室が確保できない場合は、公共施設や民間施設の活用等を検討する。
- ②浪岡地区の各児童館で実施している放課後児童会は、平成27年度は、児童館事業とする（利用無料）。

(参考2) 平成27年度放課後児童会の利用希望者数等 (平成26年10月調査)

地区別	小学校	子どもの居場所 (現状)			平成27年度放課後児童会の利用希望者数 (人)										
		放課後児童会	子ども教室	児童館等	1年生	2年生	3年生	低学年	4年生	1-4年生	5年生	6年生	5-6年生	高学年	全学年
1. 東部	10校	9(7校)	3	3	161	179	181	521	122	643	68	39	107	229	750
2. 南部・中部	16校	16(11校)	3	3	282	283	283	848	181	1,029	101	57	158	339	1,187
3. 西部・北部	13校	11(9校)	2	7	213	233	196	643	153	796	78	46	124	277	920
青森地区 計	39校	36(27校)	8	13	656	695	660	2,011	456	2,467	247	142	389	845	2,856
4. 浪岡地区	6校	7(6校)	0	7	37	35	37	109	24	133	35	26	61	85	194
合計	45校	43(33校)	8	20	693	730	697	2,120	480	2,600	282	168	450	930	3,050

地区別	教室の確保 (室)									指導員の確保 (人)								
	現状	過密解消	低学年計	4不足	1-4不足	1-4計	4-6不足	1-6不足	全学年計	通常	加配	現状計	過密解消	1-3計	1-4計	1-6計	加配	計
1. 東部	9	8	17	10	18	27	10	18	27	18	5	23	16	39	54	54	5	59
2. 南部・中部	10	14	24	16	30	40	18	32	42	20	5	25	28	53	80	84	5	89
3. 西部・北部	12	9	21	12	21	33	13	22	34	24	6	30	18	48	66	68	6	74
青森地区 計	31	31	62	38	69	100	41	72	103	62	16	78	62	140	200	206	16	222
4. 浪岡地区	0	7	7	5	12	12	6	13	13	0	0	0	14	14	24	26	0	26
合計	31	38	69	43	81	112	47	85	116	62	16	78	76	154	224	232	16	248